

高根沢町とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を望む町民を支援するため、予算の範囲内において高根沢町とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、令和8年4月1日以降に栃木結婚支援センター（以下「センター」という。）に入会登録した者であって、助成金の交付の申請時において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) センターを退会していないこと。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 婚姻後も継続して町内に居住する意思を有すること。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、センターの入会登録料とする。

2 助成金の交付を受けることができる回数は、2回までとする。ただし、1回目において自己都合による途中退会をした場合は、2回目の助成金の交付を受けることができないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費（当該助成対象経費を補助する他の補助金等の交付を受けているとき、又は受ける予定があるときは、当該補助金等の額を差し引いた額）の2分の1の額とし、1回当たり5,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高根沢町とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) センター会員証の写し
- (2) センター入会登録料の領収書の写し又は支払を証明する書類の写し
- (3) 申請者名義の振込先金融機関の通帳の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請期限は、センターに入会登録した日の属する年度の末日までとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、当該書類を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、助成金の交付を決定したときは高根沢町とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは高根沢町とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定をしたときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。